



神皇正統記

中

4
3
205

訂正
神皇正統記

余泉定介
島山使
訂正標註

中卷

館書圖京東				
二〇九	四	四		
冊	號	架	函	類門

訂正神皇正統記

今泉定介

畠山 健 訂正標註

教育書

專賣所

東京

普及舎

訂正神皇正統記中巻

北畠親房卿著

今泉定介

畠山 健

訂正標註



其事記し據まは眉輪
玉の時七歳なり

第二十一代、安康天皇ハ、允恭第二の子、御母ハ忍坂大中
姫、稚野毛二派の皇子、應神の御子の女あり、甲午の年即位、大
倭の穴穂の宮にまゝす大草香皇子、仁徳の御子をおろし
て、其の妻をとりて皇后とす彼の皇子の子、眉輪の王を
ちちて母にまゝすひて、宮中より出で入りり、天皇

高樓の上に酔ひ臥し給ひ、くろを窺ひて、さゝころして、
大臣葛城の圓が家によげ籠りぬ、此の天皇、天下を治め
たまふ事三年、五十六歳おそまゝすき

第二十二代、雄略天皇ハ、允恭第五の子、安康同母の弟を

訂正神皇正統記中巻

教育書專賣所

此の天皇云々、
性猛くまゝく、
葛城山よて怒猪を御
自つき止め給ひし事
ちよて知らま、神
通し給へりとい同山
よて一言主神と遊獵
し給へしをばせり
るべし

垂仁天皇御代云々、
二十五年あり

り大泊瀬尊と申^⑨、安康あるはき給ひしとき、眉輪王
及、圓大臣を誅せし^⑩、あまはへ、其のまよふくせしを
ばり、市邊押羽皇子をさへよころして、位小即き給^⑪
今年丁酉の年あり、大倭の泊瀬朝倉の宮にまよ^⑫、此
の天皇、性猛くまゝく、くまども、神に通し給へりきと
ぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇太神、大倭姫命にを
へて、丹波國與佐の真井の原よりして、豊受の太神を
むらへ奉ら^⑬、大倭姫命奏聞し給ひしよよりて、明年戊
午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉^⑭、九月に、度會の郡
山田原の新宮にまよまり給^⑮、垂仁天皇の御代、皇太
神、五十鈴の宮よりつらしめ給ひしより、四百八十四年
にちんちりよくら、神武のまよめより、既よ、千百餘年

内外宮、天照大御神ハ
奥座サガ故ニ内宮
と申シ、豊受太神ハ外
座サガ故ニ外宮と
申セリ、この稱ハ、村上
天皇の御代よりあり
といふ
皇太神の託宣云々
雜事記ニ、雄略天皇即
位二十一年丁巳、皇太
神宮豊御託宣、我祭
奉仕之時、先可祭豊受
神宮也、然後我宮祭事
可勤仕也

ふちりゆるまや、又、是まで、大倭姫命^{垂仁の御}存生し給
ひしうバ、内外宮のつらりも、日の小宮の圖形文形によ
りて、まはせ給ひけり、とぞ、抑、此の神の御事、異説まよ
す、外宮にハ、天祖天御中主神と申し傳へたり、はきバ、皇
太神の託宣にて、此の宮の祭をさたよせし、神をばり
まよてまつるも、先、この宮をばきと、天孫瓊々杵尊、
の宮の相殿にまよますに依りて、天兒屋命、天太玉命も、
天孫につき申して相殿まよすあり、是より、二所太神宮
と申す、丹波よりうつらせ給ひける事ハ、むら、豊鋤入
姫命、崇神の御女、齋、天照太神を頂戴して、丹波の吉佐の
宮にうつり給ひけるころ、この神あまくだりて、一所に
おまよ^⑯、四年ありて、天照太神ハ、又、大倭よりつらせ

開化一彦坐
丹波道主

神龜年中、聖武天皇神
龜六年より

はきの説を正とすべ
し、皇受神ハナべて殿
物を掌り給ふ神なき
バ、御食といふ義あり
こと勿論なり

給ひしを、そまより、此の神ハ、丹波ふとまうせ給ひしを、
道主命といふ人、いつき申したり、古ハ、この宮にて、御饌
をとくへのへて、内宮へも、毎日におくりたてまつりしを、
神龜年中より、外宮に御饌殿を立て、内宮のをと、一所
にてうてまつるとも、うやうの事によりて、御饌の神
と申す説あきと、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の
御氣ちきバ、天狹霧、國狹霧と申す御名もあれバ、猶、はき
の説を正とすべしとそ、天孫さへ、相殿よまらませバ、御
饌の神といふ説ハ、用ひづるとき事にや、此の天皇、天下を
治め給ふ事二十三年、八十歳おとまりまき

第二十三代、清寧天皇ハ、雄略第三の子、御母ハ韓媛、葛城
の圓大臣の女あり、庚申の年即位、大倭の磐余甕粟の宮

皇女一人皇子二人云
々、皇女ハ飯盛をいひ
皇子ハ億計、弘計をい
ふ、此ハ皇女も共ま
ろくまき、やうに
記はまされど、さハ
あ、又二皇子ハも
ト、丹波ニ隠をま
つと、此の時ハ播磨
にまき、しり

飯盛尊云々、忍海角刺
宮にて政をとり給ひ
し、と一年ち、ナ
て、賜給ひぬ

にまらま、^す誕生のた、白髪よおは、くまバ、あ、
の天皇とぞ申しける、御子ちあり、くバ、皇胤のさえぬ
べき事をなげき給ひて、國々へ勅使をつらして、皇胤
をもとめ、^る市邊押羽皇子、雄略よみるはき給ひしと
た、皇女一人、皇子二人まらる、丹波の國に、くま給
ひけるを、くめ出で、御子にして、や、ちひ給ひたり、
天下を治め給ふ事五年、三十九歳おとまりまき

第二十四代、顯宗天皇ハ、市邊押羽皇子第三の子、履中天
皇の孫あり、御母ハ美姫、蟻臣の女あり、白髪の天皇、養ひ
て子に、給^ふ御兄仁賢、まづ位につき給ふべかりしを、
相ともよゆづりま、のバ、同母の御姉飯盛尊、ま、
く位よ居給ひき、はきと、や、て、顯宗さごまりま、

徳の及ばざること
耻ぢて云々、億計王の
御位をまづ弘計王に
譲り給へるハ、雄略天
皇の御陵云々、よき
事ハ、弘計王の御計
よりて皇子と事
のありてまづかぬ
事、此ハ著者諸記の
失を承べし

によりて、飯豊天皇をバ、日嗣にあらざへ奉らぬあり、
乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまゝす天
下を治め給ふ事三年、四十八歳おほまりき
第二十五代、仁賢天皇ハ、顯宗同母の御兄あり、雄略の、我
が父の皇子を、ころしたまひし事をうらみて、御陵を不
りて、御屍ををづりめんと宣ひしを、顯宗いさめま
くによりて、徳のおよむをばらること、耻ぢて、顯宗を
はきごと給ひくり、戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮
にまゝす天下を治め給ふ事十一年、五十歳たをまりき
第二十六代、武烈天皇ハ、仁賢の太子、御母ハ大娘皇女、雄
略の御女あり、己卯の年即位、大和の泊瀬列城の宮にま

はがちハ、不良あり
思としてさすとい
ふ事ハ、云々、ハ百
濟の末多王の事蹟を
るを、此の天皇の御事
と誤りたるありとて
辨藤彦麻呂と云々の詳
考證あり

性しやはちがちしやなりて、惡としてちさずと云ふこと
依りて、天祚も欠くりす仁徳、さもも聖徳ままりま
かど、此の皇胤しやたるたえふき、聖徳も、うちび百
代にままりす春秋にしゆとを見えれど、不徳の子孫あ
まば、其の宗を滅くすべき先蹤、甚おおし、はまば、上古の
聖賢ハ、子ちもども、慈愛におられず、器はあらば、傳
ふるまとちし堯しやうの子丹朱、不肖ありしバ、舜しんにさづけ、
舜の子商均、又ふせうにして、夏の禹うはゆづらきしがこ
と、堯舜よりまちまふと、猶、天下を私ますしゆまふや
かちび、子孫よつふる事よちりにが、禹の後ふ、桀
暴虐よくて國をうちちひ、殷の湯、聖徳あらりど、紂しゆう
時、無道にして、永く滅びよき、天竺てんしゆくも、佛滅度百年の後

三寶ハ佛法僧をいふ
舍利ハ梵語ちり遺骨
と譯せり

佛沙密多羅王いそく
先王ハ佛を奉じて名
を成せり我ハ佛を壞
りて名を成さんと圖
中今して大に佛教
を破壊せしめまて賞
を懸けて沙門の頭を
斬らしめしりき

阿育といふ王ありき、姓ハ孔雀氏、王位につき、日鐵輪
飛び降る轉輪の威徳を得て閻浮提を統領す、あまきへ
諸の鬼神をまごごへたす、正法を以て天下を治め、佛
理に通じて三寶をあがむ、八万四千の塔を立て、舍利
を安置し、九十六億千の金をすて、功德ふんどおす、人
ちりき、其の三世の孫、佛沙密多羅王の時、惡臣のすしめ
によりて、祖王のうてたり、塔婆を破壊せんとの惡念
をたこし、ゆるゆるの寺をやぶり、比丘を殺害す、阿育王
のあぶめ、雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼんとせしに、
護法神いらいをちり、大山を化して王、及、四兵の衆をお
しころし、是より、孔雀の種、永く絶えにき、かきまば、先祖
大ちる徳ありとも、不徳の子孫、宗廟のまつりをたらん

大迹王ハ應神の皇子
若野毛二侯王の御子
なり、此家の系統誤ま
り、紀ノ標まば左の如
く

應神一若野毛二侯
大迹一弘斐
彦主人一繼體

事うくさひちり、此の天皇、天下を治めたまふ事八年、
十八歳おはし、まき

第二十七代、第二十世、繼體天皇ハ、應神五世の孫なり、應
神第八の御子、隼總別の皇子、その子大迹王、其の子弘斐
王、其の子彦主人の王、その子男大迹王と申すハ、此の天
皇にましまし、御母ハ振媛、垂仁七世の御孫なり、越前の
國にましまし、武烈かくき給ひて、皇胤たえし、
群臣うれへなげきて、國々をめぐり、ちうた皇胤をも
とめ奉り、此の天皇、王者の大度まして、潜龍のい
き不ひ、世にたえ給ひ、ゆるや、群臣相議りて、むらへた
てまつり、三つびまで謙讓し給ひ、終に位よ即
き給ふ、今年己丑の年なり、武烈うくき給ひて、後二
大倭

の磐余玉穗の宮ふまゝ仁賢の御女手白香皇女を
 皇后とす即位し給ひしより、誠は賢王にまゝしき應
 神御子にふくきこえ給ひし、仁徳賢王にて傳へま
 じりど、御すそきえにき、隼總別の御末、かく世をたそた
 せ給ふ事いさるるゆゑに、たがつうなる、仁徳をバ大
 鷦鷯尊と申す第八の御子をバ隼總別と申せり、仁徳の
 御代に、兄弟たえぶきて、鷦鷯ハ小鳥なり隼ハ大鳥なり
 とあり、そひ給ふことありき隼の名ふらちて、すゑの世
 坂うけつぎ給ひらるふや、ゆらこしにも、かゝるためし
 けり、左傳見ゆ名をつくる事も、つゝみおろすべき事
 じや、そきえ、たのづかう天命ありといふ、凡慮のおよ
 ぶべきよありず、此の天皇のたち給ひし事ぞ、おりの

兄弟たえぶきて云々
 隼總別皇子鷦鷯皇女
 二鷦鷯と隼といふれ
 が健きと問ひ給ひし
 隼ハもやいと答へ
 給ひし由、仁徳天皇紀
 四十三年の條に見え
 たり

諸王、推嗣今ハ皇親兄
 弟皇子、皆為親王以外
 並為諸王、自親王五世
 雖得王名、不在親王之
 限とあり

わらちる御運とも見えらる、但、皇胤たえぬべり、時
 群臣をうゝひ、いとめうてまつりて、賢名によりて、天位
 を傳へ給へり、天照太神の御本意にまそとみえし、皇
 統に、其の人まゝまはんとときハ、賢き諸王おをすともい
 へ、でう望をちり給ふべき、皇胤のたえ給えんにとりて
 と、賢ふて、天日嗣にそなはり給はんこと、則又、天のゆる
 す所あり、此の天皇をバ、我が國中興の祖宗とあふぎた
 てまつるべきりのら、天下をほめし、事二十五年、
 八十二歳おちりまゝた
 第二十八代、安閑天皇ハ、繼體の太子、御母ハ日子姫、尾張
 の草香連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金橋の宮に
 まゝす天下をさめたまふ事二年、七十歳たけりま

しき

百濟國より佛法僧を渡りたり此の時百濟王聖明其の臣西郡程氏達率怒刺斯致等をして歡迎佛金銅像一軀像天蓋經文等を獻

第二十九代、宣化天皇ハ、繼體第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰のとし即位、大倭の檜隈廬入野の宮にましまし、天下政を治めたまふ事四年、七十三歳おなましまし、第三十代、第二十一世、欽明天皇ハ、繼體第三の子、御母ハ、皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄まゝり、この天皇の御すゑ、世をたより給ひ、御母方も、仁徳のちがきにまゝませば、猶も、其の遺徳つきざりて、かくはだまり給ひたり、や、庚申のとし即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまゝし、十三年壬申十月、百濟國より、佛法僧を渡りたり、此の國より傳來のものをめなり、釋迦如來滅後、一千十六年にあこさる年、ろここの、後漢の明帝

ゼーウ、又佛の功徳を讃むる表文をもたてまつりき、此の國より傳來の物は、是より三十年前繼體天皇の十六年、南梁の入り馬達等帰化して、佛敎を弘布せんとせし、是我が國佛敎傳來のしめり、さきこの時、いまだ盛ならず、漸く旺ちり、欽明天皇以後、まゝ、此の朝を以て傳來のしめりとせし、後漢の明帝云々、明帝使を印度に遣して、伽葉摩騰竺法蘭の二人を招き、白馬寺を造りて居らうとせし、是より佛敎支那を行きぬは、まゝ、これ、明帝の時、佛敎を初めて東漸

永平十年に、佛法を初めて彼の國よりつこたせし、此の壬申の年まで、四百八十八年、もろこし、北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝も即位三年なり、簡文帝の父を武帝と申しき、大に佛法をあがめられき、此の御代のは、武帝同時なり、此の法を初めて傳來せしとき、他國の神をあがめ給はん事、我國の神意にたがふべきより、群臣、かく諫め申しけるより、すてられにき、はまど、此の國に、三寶の名を聞く事ハ、此の時よとま、又、あこく、あがめつへ奉る人もありき、天皇、聖徳まゝりて、三寶を感ぜし、はるるこそ、群臣の諫によりて、其の法をたてらまはるといへども、天皇の歡志ハ、あこく、はるるや、むろ、佛在

世に、天竺の月蓋長者、鑄たてまつり、彌陀三尊の金像を傳へて渡り奉り、難波の堀江にすてられ、善光といふ者、ごりごりまつりて、信濃國に安置し、しき、今の善光寺是なり、此の御時、八幡大菩薩をとりめて垂迹し、まゝ天皇、天下を治めたまふ事三十二年、八十一歳にたまひき

第三十一代、第二十二世、敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母ハ石媛皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にまゝ二年癸己の年、天皇の御弟、豐日皇子の妃、御子誕生、厩戸皇子にまゝ生れ給ひ、より、たまひの奇瑞あり、たゞ人ハまゝまゝ御手をにぎり給ひ、二歳りて、東方にむきて、南無佛とて

前より給ひ、そのまゝ生れ給ひ、そのまゝこの御名あり、又豊聰耳の太子と申せるハ、聰明にまゝ、を以てまゝ、又聖徳と申せるハ、まゝ

ひらき給ひ、一の舍利あり、たゞ佛法流布のまゝ、權化し給へる事、この佛舍利を、今に、大倭の法隆寺にあがめ奉り、天皇天下を治めたまふ事十四年、六十一歳にたまひき

守屋大連、二年四月、日本紀、二年四月、天皇詔、朕思欲、御三寶、御等議之云々、物部守屋大連、典中臣、藤見連、詔議曰、何背國神、敬他神也、見えまゝ

第三十二代、用明天皇ハ、欽明第四の子、御母ハ、堅鹽姫、蘇我稻目大臣の女なり、豐日尊と申、厩戸皇子の父に、おゝます、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮に、まゝ佛法をあがめて、我が國に流布せんと給ひ、を、弓削の守屋大連、終に叛逆、おゝびぬ、厩戸皇子、蘇我大臣と心を一にして、誅戮せ、則佛法をひろめ、天皇天下を治め、事二年、四十一歳にたまひき

かの大臣のうら云々、日本紀にも、蘇我馬子東漢直駒といふものをして、天皇を弑し奉らうと見えり、あまのふ暴悪なるよしと、殊更に此のハ一説として奉らうと見えりやあらん
神功皇后云々、飯豊皇女も歴代に敷へ奉らねば、推古天皇を、女帝のしとめし申すべ

第三十三代、崇峻天皇ハ、欽明第十二の子、御母ハ、小姊君娘、これも、稻目の大臣の女なり、戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまゝます、^す天皇、横死の相見え給へば、つゝゝとますべきよりを、厩子皇子奏し給ひたりとぞ、天下を治め給ふ事五年、七十二歳をまゝりき、ある人のいなく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あゝくして、かの大臣のつめりころちき給ひきとといへり
第三十四代、推古天皇ハ、欽明の御女、用明同母の御妹なり、御食炊屋姫尊と申せり、敏達天皇、皇后と給ひ給ふことありき、^す崇峻かくれたまひり、^す癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまゝます、^すむろ、神功皇后、六十餘年天下を治め給ひり、^す攝政と申して、天皇とハ

逆臣守屋云々、守屋を逆臣と稱せりハ、僻せり云々
佛世ハ、叙迎在せの時をいふ

伽藍ハ、梵語なり、衆園と譯せり、道芽聖果を

號したてまつらば、此の御門ハ、正位より即き給ひらるゝこと、即、厩戸皇子を皇太子として、萬機の政をまゝりせ給ひ、^す攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあきど、それと、志をくくの事なり、是と、ひとへに天下を治め給ひり、太子、聖徳まゝり、天下の人つく事日のごとく、あふぐこと雲のた^く太子いまだ皇子にてまゝり、^す時、逆臣守屋を誅し給ひり、より、佛法をいめて流布しき、まゝりて、政をまゝりせ給へば、三寶をうやまひ、正法をひろめ給ふと、佛世にもことちらず、又、神通自在にまゝり、^すき、御まづ、^すも、法服を着して、經を講じ給ひり、^すバ、天より花をふらり、放光動地の瑞ありき、天皇群臣たふとびあづめまつる事、佛のごと^く伽藍を

生殖ナといふ義ありとぞ

きてらるること四十餘箇所におよべり、又此の國より、
 むろより、人すち々にして、法令ちどもはごま^く十
 二年甲子に、をどめて、冠位といふことをはごま^く冠の位
 よりて上下をはごま^くむるは十二階あり十七年己己に、憲法十七ヶ條をつく
 りて奏し給ふ^{いぬ}内外典のふるき道をはごま^くて、むねをつ
 ぐまやうふして、つくり給へるなり、天皇よりごま^くびて、天
 下に施行せしめ給ひき、此の頃不ひと、ゆるあしよハ、隋
 のせちり、南北朝相分ましが、南を正統をうけ、北を戎狄
 よりたあ^くるごま^く中国をハ北朝にぞをはごま^くる、隋
 ハ北朝の後、周といひしが、ゆづ^くをうけつりき、後ハ南
 朝の陳をうちたひらげて、一統の世とちま^くり、此の天皇
 の元年癸丑ハ、文帝一統の後四年なり、十三年乙丑も、煬

使をおくり云々、この
 御代の十六年四月、隋
 王裴世清等をして來
 朝せしむ、我が國公ニ
 外交せしむこまを以
 てはごま^く

帝の即位元年にあごま^くり、彼の國より、をどめて使をお
 くり、よしみを通^くり、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とあ
 りしを、是も、ゆるごま^くの天子の、諸侯王につくす禮儀
 ありとて、群臣あやしを申しを、太子のよま^くひける
 と、皇の字ハ、たやすくもちひばることむま^くばとて、返
 報をもう^くせ給ひ、はま^くく饗祿を給ひて、使をかへ
 つらなま^くる是より、此の國よりも、常に、使をつくすは
 其の使をハ、遣隋大使とちん名付けられしに、二十七年
 己卯の年、隋滅びて、唐の世にうつりぬ、二十九年辛巳の
 年、太子をくれ給ふ^{いぬ}御年四十九天皇をけごま^くてま
 つりて、天下の人かちしをしりみ申すおと、父母も喪す
 るがごとく^{くちり}皇位をもつぎま^くすすべらごま^くかども、權

化の御事ちまきバ、定めて故ありらんら、御謚を聖徳と名付け奉^る此の天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳にまゝまゝき

欽明一敏達
押坂彦人大兄
舒明一茅渟王

第三十五代、第二十四世、舒明天皇ハ、忍坂大兄皇子の子、敏達の御孫あり、御母ハ、糠手姫皇女、是も、敏達の御女なり、推古天皇ハ、聖徳太子の御子に傳へ給ふんとたが、め、くろにや、ちまきど、まは、き敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまゝます、又、太子御病、臥し給ひし時、天皇、此の皇子を御使として、さぶらひまゝ、天下のまゝを、太子の申しつけ給へまゝるとぞ己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまゝす、^す此の即位のころハ、ゆるこの唐の太宗のまゝめ、貞觀三年にあゝまゝ、天下を治め

給ふ事十三年、四十九歳におまゝした

第三十六代、皇極天皇ハ、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫あり、御母ハ、吉備姫の女王と申しき、舒明天皇、皇后と給ひたり、天智、天武の御母あり、舒明かくまきて、皇子をささくたゝまゝ、壬寅の年即位、

大倭の明日香河原の宮にまゝす、^す此の時に、蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣、ちまびに、其の子入鹿、朝權を專よして、皇家をないごゝるよする心あり、其の家を官門といひ、

諸子を王子とらん云ひたり、上古よりの國記重寶、私家にまゝび置きてたり、中よる、入鹿悖逆の心をちま

ご、^①聖徳太子の御子達の科ちまゝ、^るに、皇子中大兄と申すハ、舒明の御子、や

孝元一武内宿禰

蘇我石川一滿智

韓子一高麗一縮

目一

平群木免一真鳥

馬子一蝦夷一入鹿

倉登一石川磨

法提郎城一野間の大入

境部摩理勢

堅鹽城一欽明の妃

小姉君一欽明の妃

入鹿を殺すつ、四年六月三韓貢進の時より、この時蝦夷も家も火を放ちて自殺せり、和史惠尺が國記の所録をとりて、中大元二本よりこの時のことあり

がて此の天皇御所生立ち、中臣鎌足連と云ふ人と心を
一にして、入鹿をあるつ、父蝦夷も家に火をつけてう
せぬ、國記重寶ハ、みち焼けにたり、蘇我の一門、久しく權
をとまりしうども、積惡の故にや、とち滅びぬ、山田石川
丸と云ふ人ぞ、心をかよけし申し、くまバ滅びげりたる、
此の鎌足の大臣ハ、天兒屋命二十一世の孫あり、むろり、
天孫あまくどり給ひし時、諸神の上首にて、此の命、殊に、
天照太神の勅をうけて輔佐の神よましまし、中臣とい
ふことと、二神の御中にて、神の御心をやとげ申し給
ひ、ゆるゆゑとぞ、其の孫天種子命、神武の御代に、祭事を
つうはどる、上古ハ、神と皇と一にましまし、つうバ、祭を
つうさどるハ、即、政をとまらるり、政の字の訓は其の後、

天照太神もめて、伊勢の國に志づまりま、時、種子
命のすゑ、大鹿島命祭官にちりて、鎌足大臣の父、小徳冠
御食子までも、其の官にてつうへり、鎌足よいたりて、
大勲をたて、せふ寵せしきによりて、祖業をおこし、先
烈をけのやうされり、無止事とあり、且ハ、神代よりの
餘風ちまバ、然るべき理とこそたがえ、後に、内臣了
任了任大臣と轉ト、大織冠とちり、正一位の又、中臣をあ
とめて、藤原の姓を給え、内臣と任せり、此の
御代ハ、あらず、事の次より
る、此の天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御
弟、輕王ふ譲り給ふ、御名を、皇祖母尊とぞ申し、
第三十七代、孝徳天皇ハ、皇極同母の弟あり、乙己の年即
位、攝津國、長柄豊崎の官にましまし、此の御時、とめて

八省ハ、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、官内
百官ハ、天子ニ從ふ内
外の諸官ナリ、百ハ數
の多きをいふ

大臣を左右にわらうと^ま大臣ハ、成務の御時、武内宿禰、た
とめて是に任^せ仲哀の御代、又、大連の官をた^ら大
臣、大連ち^りびて、政を志ま^り、此の御時、大連をやめて、左
右の大臣と^す又、八省百官を^らめ^り中臣鎌足を内
臣に^ち給^ふ天下を治め給ふ事十年、五十九歳た^ち
ま^りき
第三十八代、齊明天皇ハ、皇極の重祚なり、重祚といふと
ハ、本朝より、是にち^りま^り異朝より、殷の太甲、不明な
り^しバ伊尹是を相官より退けて、三年政をと^れりき、
ま^り帝位をすつるまでハ^ちき^りや、太甲、あやまちを悔
いて、徳を修め^りバ、本のご^と天子と^す晉の世に、桓
玄と云ひ^し者、安帝の位を^らひて、八十日ありて、義兵

のためにおろけ^しバ、安帝位よりへり給^ふ唐の世
とち^りて、則、天皇后、世を^らり^し時、我が所生の子な
り^しバ、中宗をす^て、廬陵王と^すち^り御子、豫王
を^らり^しも、又す^て、みづ^り位に即き給^ふ後に、
中宗位よりへりて、唐の祚た^ち豫王も、又重祚あり、こ
を^ら睿宗と云^ふ、あ^れ、ま^りき重祚を^らり^し、二代よ
ハたてず、中宗睿宗とそ^つね^り、我が朝に、皇極の重
祚を齊明と^す、孝謙の重祚を稱徳と^す、異朝に替れ
り、是、天日嗣を重くす^らゆ^え、先賢の議は^らめてよ^り
あるにや、乙卯の年即位、此のよ^りハ、大倭の岡本よ^り
ま^り、後の岡本の宮と申せり、此の御世も、^りこの唐
の高宗のときよ^り、高麗を^らせ^めり^しによりて、救の

つくしまでむらませ給ふ、七年の御ちり

兵を申しゆくくくくく、天皇、皇太子、つくしまでむらませ給ふ、
 給^{ひぬ}はもと、三韓つひに唐に屬きゆくくく、軍をかへさ
 せぬ、其の後も、三韓よりみを忘るるまでとちりゆくくく、
 皇太子と申すも、中大兄皇子の御事ちり、孝徳の御代よ
 り、太子に立ち給^{ひき}、此の御時ち、攝政し給^{ひら}と見えゆくくく、
 天皇、天下を治め給ふ事七年、六十八歳たちりまらた
 第三十九代、第二十五世、天智天皇ハ、舒明の御子、御母ハ、
 皇極天皇ちり、壬戌の年即位、近江國、大津の宮にまらま
 ず、即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠と^す又、藤
 原朝臣の姓をたま^{ひぬ}むらりの大勲を賞し給ひゆくくく、
 朝獎ちりゆくくく、先後封を給ふこと、一万五千戸ちり、病
 のあひごも、御幸してとちりひたまひゆくくくとぞ、此の

大津の宮ハ、滋賀郡錦織村あり

國忌、天皇崩御の日をいふ

天皇、中興の祖にまらま^す、^祖光仁の御國忌も、時にゆくくく
 ひて改まきども、是ちちかかゆくく、ぬ事になりゆくく、天
 下を治め給ふと十年、五十八歳たちりまらまき
 第四十代、天武天皇ハ、天智同母の弟ちり、皇太子に立ち
 て、大倭まらまらき、天智も、近江にまらま^す御病あり
 くに、太子を呼び申し給ひける、近江の朝廷の臣のま
 くら小、告げしらせ申す人ありゆくく、御門の御意のおも
 むきふやありゆく、太子の位を、まらまらちりゆくく、天
 智の御子、太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮ま
 入りまらま^{ひぬ}、天智かくま給ひてのち、大友の皇子、猶あや
 ぶまきゆくく、軍をめぐりて、芳野をおもんとぞ、まらまら
 り給ひける、天皇、ひそかに、芳野を出で、伊勢まらま、飯高

皇子ころきと給ひぬ
皇子ハ山前より自縊
と給ひきと日本紀
見えたり、明治三年七
月謚を奉りて、弘文天
皇と申せり、此は歴代
の論にあらずば
上下うる一なり云々、
十二年六月丁卯、男女
始結髪仍著漆沙冠と
日本紀に見えたり

の郡に至りて、太神宮を遥拜し、美濃へうつりて、東國の
軍をめぐす、皇子高市まかり給ひしを、大將軍として、美濃
の不破の關をまかりしめ、天皇ハ、尾張の國よどこえ給
ひくる、國々みなあつてひ申し、るバ、不破の關の軍に
うちかち、すちもち、勢多にのぞきて合戦あり、皇子の軍
やぶれて、皇子おろはせ給ひぬ、大臣以下、或は誅にふし、
或は遠流せしむ、軍にあつてひ申し、①輩、なるごとよ
りて、其の賞をとおこるも、壬申の年即位、大和の飛鳥淨
御原の宮にまゝ、朝廷の法度、たかく定められしけ
り、上下うる一ぬりの頭巾をきることも、此の御時より
は、まりたり、天下を治めたるふこと十五年、七十三歳
おなまゝ

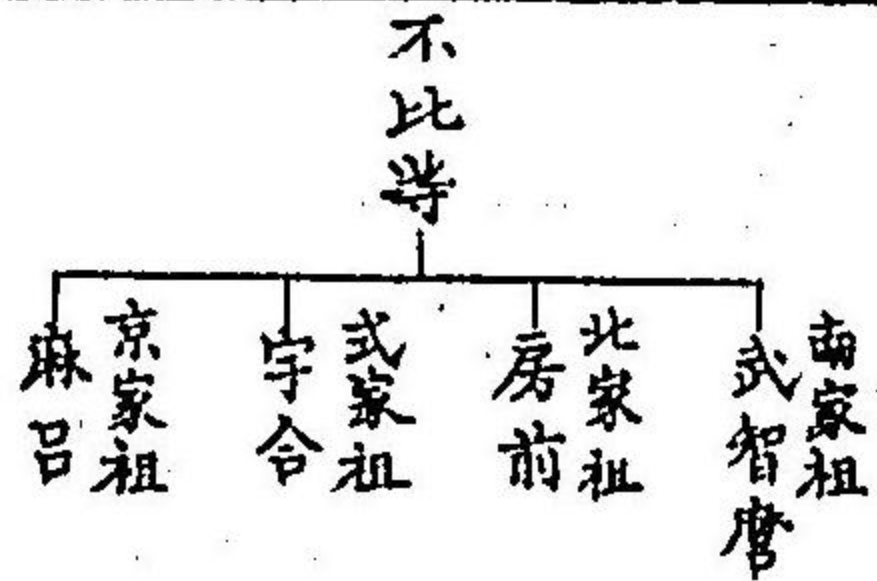
長岡の天皇と申す、薄
仁天皇天平宝字二年
八月、岡宮御宇天皇
と追号を奉りし事あり、
り、そまをいふや
太上天皇、公式令、讓
位帝所稱するといえり

第四十一代、持統天皇も、天智の御女あり、御母ハ越智娘、
藤原の山田石川丸の大臣の女あり、天武天皇、太子にま
り、くまゝ、より、妃と給ふ、後ハ皇后とす、皇子草壁わの
り、甲寅の春、正月一日即位、大和の藤原の宮にまゝ、
草壁の皇子ハ、太子に立ち給ひ、世にやくし給ふ、
み依りて、其の御子、輕王を皇太子とす、文武にまゝ、
前の太子も、後に追號ありて、長岡の天皇と申す、この天
皇、天下を治さめ給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上
天皇と申しき、太上天皇といふことハ、異朝ハ、漢の高祖
の父を、太公と云ふ尊號ありて、太上皇と號す、其のち
ハ、後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等あり、本朝にてを、む

り、其の例ちり、皇極天皇、位をのぞき給ひに、皇祖母の尊と申しき、此の天皇よりぞ、太上天皇の跡ハありける、五十八歳おほしき

第四十二代、文武天皇ハ、草壁の太子、第二の子、天武の嫡孫ちり、御母ハ阿閉の皇女、天智の御女ちり、後元明天皇と申しき丁酉のちり即位、猶、藤原の宮にまゝ此の御時、唐國の禮をりつりて、宮室のつくり、文武官の衣服の色までも定められき、又、即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ是よりほきよ、孝徳の御代に、大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に、朱雀、朱鳥と云ふ號あり、かど、大寶より後にぞ、たえぬ事ふちり、依りて、大寶を年號の初とすちり、又、皇子を親王といふことと、此の

律令をもちりびゆ、
のらきき、大寶元年八月律六卷、令十一卷を、之を大寶律令といふ、又律ハ既往を罰するのちり、懲罰を本とし、令ハ未然に教令するものちり、勅諭を本とするものちり



御時よりまゝ藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣、執政の臣にて、律令ちりてをええりび定められき、藤原の氏、此の大臣より、いよく盛にちり、四人の子おとすき、是を四門と云ふ①一門を、武智丸の大臣の流、南家といふ、②二門ハ、參議中衛の大將房前のちり、北家といふ、今の執政大臣、及ちるべき藤原の人々ハ、とちり此の末ちるべし、三門を、式部卿宇合のちり、式家と云ふ③四門ハ、左京の大夫唐のちり、京家といへり、早くとたえふちり、南家、式家も、儒亂ちりて、今に相續すといへども、唯、北家のちり繁昌す、房前大將、人にちり陰徳こそちり、けめ、又、不比等の大臣ハ、後、淡海公と申す④興福寺を建立す、此の寺ハ、大織冠の建立にて、山背

平城よりつはる元明
天皇和銅三年三月の
事あり
玄昉といふ僧云々玄
昉ハ靈龜二年に入唐
し天平七年に帰朝せ
り

の山科にありしを、この大臣平城よりつはる依りて、山
科寺と申すなり、後に玄昉と云ふ僧唐へわたりて、法
相宗を傳へて、此の寺にひろめしきより、氏の神春日
明神も、殊に此の宗を擁護し給ふとぞ、春日神ハ、天兒屋
社ハ、河内の平岡にます、春日は遷り給ひしとハ、神護景
雲年中の事あり云々、志うくハ、此の大臣以後の事あり、
又春日の第一の御殿、常陸の鹿島神、第二ハ下總の香取
の神、第三ハ平岡、第四ハ姫御神と申し、志るれば、藤氏の
氏神ハ、三の御殿、此の天皇天下城をきめたまふ事十一
年、二十五歳おとまりまき

平城の宮、今の添上郡
奈良町あり

第四十三代、元明天皇ハ、天智第四の女、持統異母の妹、御
母ハ、蘇我媛、是も山田石川丸の大臣の女なり、草壁太子
の妃、文武の御母にまします、丁未慶雲の年即位、戊申に
改元、和銅三年庚戌、和銅をとりめて、大倭の平城の宮よりや

七代の都云々、元明、元
正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳
光仁の七朝八十餘年
間の帝都とまきり

こをほごめり、いにいへふハ、代ごとく都をあつとめ、
則其の御門の御名によびてまつりき、持統天皇、藤原
の宮にまきり、を文武をめてあつため給ふ、此の元
明天皇、平城にうつりまきり、より、又七代の都にちまきり
き、天下城をほめ給ふと七年、禪位ありて、太上天皇と申
し、六十一歳おとまりまき

百官云々、續日本紀
養老三年二月初令
天下百姓右襟職事主
典已上把笏、其五位已
上牙坊、散位亦聽把笏、
六位以下木笏と見え

第四十四代、元正天皇ハ、草壁太子の御女、御母ハ元明天
皇、文武同母の姉なり、乙卯靈龜の年正月に攝政、九月に
受禪、その日即位、十一月に改元、靈龜平城の宮にまきり、
此の御時、百官に笏をりし、五位已上ハ牙の天下を
治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳たはりまき

第四十五代、聖武天皇、文武の太子、御母ハ、皇太夫人藤原の官子、淡海公不比等の大臣のむすめあり、豊櫻彦尊と申④、をさきくまゝによりて、元明、元正、まづ、位よ居たまひき、甲子神龜元の年即位、改元、平城の官にまゝす此の御代、大きふ佛法をあぢめ給ふ事、先代にみえり、東大寺を建立し、金銅十六丈のふとけをつくり、又諸國に國分寺、および國分尼寺を立て、國土安穩のよめよ、法華、寂勝兩部の經を講せし、又おおくの高僧、他國より來朝す、南天竺の波羅門僧正菩提と林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等是あり、真言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へり、又密機いまだ熟せずとて、歸り給へり、といへり、此の國よも、行基菩薩、良辨僧正など、權化の

東大寺、東金光明四天、王護國大寺といひき、東大ハその略名あり

長屋王云々、王ハ護よりて罪せしむるなり、黄金を奉る、天平二十一年二月のことあり、國の司の王、百濟王敬福あり、從五位上あり、一をこの賞として、從三位に進めしむ、王ハ姓せり

人あり、天皇、波羅門僧正、行基、良辨をバ、四聖とぞ申し傳へり、此の御時、大宰少貳、藤原廣繼といふ人、武部卿宇合の子なり謀叛のきこえありて、追討せし、又玄昉僧正の讒によりて、靈とちりぬ、今の松浦の明神ありといふ、祈禱のため、天平十七年十月、伊勢の神宮に行幸ありき、又左大臣長屋王、太政大臣高市王の子、天武天皇御孫つとありて、誅せし、又陸奥の國より、始めて黄金を奉る、この朝に、金あるはめちり、國の司の王、賞ありて三位に叙す、佛法繁昌の感應ありとぞ、天下を治め給ふ事、二十五年、天位を、御女高野姫の皇女ふゆづりて、太上天皇と申し、後、出家せしせ給ふ、天皇出家のたトめちり、むろ、天武、東宮の位をのぶきて、御ぐりおろし給へり、それと、志むるの事ありき、皇后光明

子も、たろく出家せ給^ひ。此の天皇、五十六歳たろく
まき

聖武の皇子云々
聖武 井上光仁后
安倍季謙
皇子三歳夭
安積千七巻
不破理地妻

第四十六代、孝謙天皇ハ、聖武の御女、御母ハ、皇后光明子、
淡海公不比等の大^じ臣のむすめたり、聖武の皇子、安積親
王、世をまやくして後、男子まよは^ず依りて、此の皇女
立ちまひた、己丑^天平勝^元の^と即位、改元、平城宮にま
よ^ひ天下を治め、まよ事十年、大炊王を養子として、
皇太子と^す位をゆづりて太上天皇と申^す、出家せ給
ひて、平城の西宮にまよ^り

廢帝、明治三年七月、
を奉りて淳仁と申せ

第四十七代、淡路廢帝、一品舍人親王、の子、天武の御孫ち
り、御母ハ、上總介當麻の老女たり、舍人親王ハ、皇子の
中に、御身の才もまよ^りふや、知太政官事といふ職を

後、追号ありて云々、
天平宝字三年六月の
ことあり

はづけらき朝務を輔^し給ひたり、日本紀も此の親王、勅
を承りてまよ^り給^ふ、後に追號ありて、盡敬天皇と申^す
り、孝謙天皇、御子まよ^りまは^ず、まよ御兄弟もまよ^りたり、まよ
バ廢帝を御子にしてゆづり給ひたり、但、年號ちまよ^りあ
ら^まれ、女帝の御まよ^りたり、まよ^りや、戊戌^天平寶^字の
と^り即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國に
まよ^り給ひき、三十三歳おまよ^りまき

事ありて云々、惠美押
勝、道鏡の己が寵を奪
もんを嫉みて、叛を
謀り、遂に誅せしむぬ
帝ハ押勝の撥立ちたり
所より、淡路、
遷させ給ひたり

第四十八代、稱徳天皇ハ、孝謙の重祚たり、庚戌の年正月
一日、更に即位、同七日改元、太上天皇ひまよ^り、藤原の武
智丸の大^じ臣の第二の子、押勝を幸したまひき、大師^其の
太政大臣をあらた^めて、正一位にまよ^り見給^ふ、まよ^りとて
藤原に二字をまよ^りて、藤原惠美の姓をまよ^りひき、天下の

惠美ハ、咲の義あり

政志うらちのつゝ委任せしきより、後に道鏡といふ法
 師、弓削氏のまゝ寵幸ありしに、押勝いづりをもち、廢帝
 をすゝめ申して、上皇の宮をかこぶらんとせしに、事あ
 らまきて誅にふしぬ、帝も、淡路よりつされ給ふかくて、
 上皇重祚ありき、はきふ出家せしめ給へりしに、尼ま
 がら位よ居給ひらるにこそ、非常の極ありけんか、唐
 の則天皇后ハ、太宗の女御ふて、才人と云ふ官よ居給へ
 りしに、太宗うき給ひて、尼もちりて、感業といふ寺
 にむすし、高宗見たまひて、長髪せしめて、皇后と
 言ひさめ申す人むらうりしと用らるに、高宗崩して、
 中宗位よ居たまひしをもち、睿宗を立てらるしに、
 も、まことちりぞけて、みづうゝ帝位よつき、國を大周とあ

納言參議よも云々、
 興を法臣よ任し、基
 を法參議大律師に任
 せし類、是ちり

らた、唐の名をうらちのつゝとむし給ひらるにや、中
 宗睿宗も、わが生と給ひらるを捨て、諸王と、つづ
 うのやから、武氏のとむらうりしをもちて、國を傳へしめ
 んとはへし給ひき、その時よこそ、法師も官者も、あま
 寵せしめて、世に識らるためにおおくありしに、この
 道鏡を、めを大臣に准して、日本の准大臣、大臣禪師と
 いひしを、太政大臣にちり給ふ、それよりつぎ、
 納言參議よも、法師をまへちりしに、道鏡、世を心の
 まゝふしきあはる人もちりしに、や、大臣吉備
 の真備公、右中辨藤原の百川ちりありき、はきど、力およ
 をざりけるふこそ、法師の官よ任する事ハ唐より始ま
 りて、僧正僧統ちりいふ事のあはる、そます、出家の本

惠琳ハ才學を以て文帝に寵せしむ。顔延之と同じく朝政に參與せり。時人黒衣の宰相と稱せり。沙門の參政ハ琳を以て始とすといふ。
惠超ハ壽光殿の學士とありしなり。

意よりあるべし。いとんや、俗官に任ずるふとあるべし。ぬ事にこそ、はまど、りらこしむも南朝の宋の世に、惠琳と云ひし人、政事にまじらひしを、黒衣宰相といひき。但、是ハ官に任梁の世に、惠超と云ひし僧、學士の官よりた。北朝魏の明元帝の代に、法果といふ僧、安城公の爵を給ふ。唐の世とありてハ、あまとき、あえた、肅宗の朝に、道平といふ人、帝と心をひとつよして、安祿山ガ亂をさへらげしゆ。又、金吾將軍にちかきふらり、代宗のとき、天竺の不空三藏をたふとび給ふ。あまりにや、特進試鴻臚卿をばづけら。後に、開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしハ、司空の官をたくら。司空ハ大臣則天の朝より、此の女帝の御代まで、六十年をうりにや、兩

託宣ありて云々、大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、以臣為君、未之有也、天之日嗣必立皇儲無道之人宜早掃除と續日本紀神護景雲三年九月の條に見えり。

國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳におもしき、天武、聖武、國よ大功あり、佛法をえ、ひろめ給ひしよ、皇胤ましまさば、此の女帝よてたえさすひぬ、女帝かくれ給ひしハ、道鏡を、下野の講師ふるして、まがし下はきよき、抑、此の道鏡ハ、法皇の位をばづけられたりしを、猶あらずして、皇位よつうんと云ふ心ばしあり、女帝、はすむに思ひわづし給ひたるにや、和氣の清丸と云ふ人を、勅使にばして、宇佐の八幡宮よ申はまくる、大菩薩はまゝ託宣ありて、更みゆるされ。清丸歸參して、ありのまゝに奏聞す。道鏡いかりをさして、清丸がよぶるすぢをさして、土佐の國よちがしつうてす。清丸うきへりて、大菩薩をうらむこち申し

土佐の國に流し云々、
清原を流せるハ大隅
國なり、同時ニ清原の
姉妹均尼を土佐に流
はせしむべし是も諸記
の誤るべし

くまば、小蛇いできて、其のきぎをいやしてなり、光仁、位
みつき給ひくハ、則めかへは^ら神威をたふとび申
して、河内の國小寺を建て、神願寺とい^ひ後、高雄の
山ふりつ立^て、今^の神護寺是なり、件のころまでバ、
神威も、かくいちおるき事なりた、道鏡、つひに望をどげ
ず、女帝も、又不どるくらくと給^ふ宗廟社稷をやすく^す
る事ハ、八幡の眞慮^とうへ、皇統をいざめ奉る事
ハ藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

第四十九代第二十七世、光仁天皇ハ、施基皇子の子、天智
天皇の御孫なり、皇子ハ、第三の御子なり、追跡御母ハ、贈
皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人のむすめなり、白壁王と
申しき、天平年中、御年二十九にて、從四位下ニ叙^す次

おのく異議あり
うど云々、眞備文室淨
三を立てんとし、又大
市を立てんとせし類
是なり

そのうち逆臣云々、藤
我氏を滅し給ひ
るをいふなり

第に昇進せしめ、まひて、正三位勳二等大納言に至り
給ひき、稱徳かくままりくハ、大臣以下、皇胤の中
をえくび申しけるよ、おのく異議ありくハ、參議百
川と云ひ一人、此の天皇に心ばり奉りて、もうりごとを
めぐらして、定め申してなり、天武、世をまり給ひより
あ、そひ申す人なりき、あ、まどと、天智、御兄よて、先
日嗣をうけ給ひ、そのうち、逆臣を誅し、國家をも安ん
給へり、此の君の、かく繼體にそまもりたま^は猶、正より
へるべきいなきらにこそ、先、皇太子よ、すまを、
受禪、御年六、今年庚戌、^{寶龜}元、のち、十月、即位、十一
月に改元、平城宮よ、ま、^す天下を治めく、よ、事十二
年、七十三歳お、ま、き

彼の所生の皇子云々、
早良親王の御母ハ高
野新笠をば、
地戸親王の御母ハ

第五十代、第二十八世、桓武天皇ハ、光仁の第一の子、御母
ハ、皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女あり、光仁即位
のちトメ井上内親王聖武の御女を以て皇后トサ彼の所生
の皇子、早良親王、太子ト立ち給ひき、然るを、百川の朝臣、
此の天皇にうけつゝ、め奉らんと心ばして、又さうり
ごとく扱めぐらゝ、皇后および太子をすて、終ふ、皇太子
にすゑ奉りき、其の時志をく不許ありき、四十日
まで、殿の前に立ちて申しけり、たぐひなき忠烈の
臣ありけるふや、皇后、前太子せめくれてうせ、まひま
き、怨靈をやすめ、きんうめふや、太子ハ、のち追跡あ
りて、崇道天皇と申しき、辛酉天應元のち即位、壬戌、改
元、延、まづめハ、平城にまゝ山背の長岡にうつりて、

後、追号あり云々、延
暦十九年七月崇道天
皇と追崇せり

蜂岡、山城、國葛野郡、
今太秦といふとぞ
四神、左蒼龍、右白帝、前
朱雀、後玄武、こまを四
神といふ

十年をうり都ちり、又、今の平安城よりつ山背
の國をまゝあつめて、山城といふ、永代よるまま
らん、けつ、ませ給ひける、むま、聖徳太子、蜂岡太秦こ
にのり給ひて、いまの城を見めぐらして、四神相應の
地ちり、百七十餘年ありて、都をうつはまで、かちまま
き所ちりと宣ひけるとぞ申し傳へける、其の年紀もた
がま、又、數十代、不易の都とちりぬる、誠よ、王氣相應の
福地たるふや、此の天皇、大きふ佛法をあがめ給延暦
二十三年、傳教、弘法、勅をうけて、唐へ渡り給其の時
すま、ち唐朝へ使をつらは大使ハ、參議左大辨兼
越前守藤原葛野丸の朝臣ちり、き、傳教ハ、天台の道邃和
尚よあひて、其の宗をきまめて、おちまき二十四年、大使

天台ハ山名ちり、智者
大師棲身入寂の所と
りといふ、ちま、山名
を以て、宗門の名とせ

子孫ハ今ノ文士にて
ぞ云々、明法道をつら
しどれる坂上家即こ
まらり

るもに歸朝せし弘法ハ、亦、彼の國よりまゐりて、
大同年中よりへり給ふ。この時、東夷叛亂し、まゐりて、
田村丸を、征夷大將軍よりつゝつらをはまゝに、ことごとく
たひらげて歸すまゝで、此の田村丸を、武勇、人
にすぐまゝりき、初ハ、近衛の將監にあり、少將よりつり、
中將に轉じ、弘仁の御時より、大將よりあがりて、大納言を
りけたり、文をまかぬまゝにや、納言の官より、その不
にたり、子孫ハ、今ノ、文士にてをつつとれる、天皇、天下を
治め給ふ事二十四年、七十歳おとまりまゝりき
第五十一代、平城天皇ハ、桓武第一の子、御母ハ、皇太后藤
原の乙牟漏、贈太政大臣良繼のむすめより、丙戌延暦二
のとり即位、改元、大平安宮にまゝります、是より遷都すまき
御在所

をまゝりて、天下を治め給ふ事四年、大弟にゆづりて、太
上天皇と申しき、平城の舊都に歸りてすませ給ひたり、尚
侍藤原の藥子を寵し、まゝりまゝり、其の弟、參議右兵
衛督仲成等申しすゝめて、逆亂の事ありき、田村丸を大
將軍として、追討せしき、まゝり、平城の軍破きて、上皇、出家
せし給ふ。御子、東宮高岳親王も捨てられて、同トく出
家、弘法大師の弟子にあり、真如親王と申すハ、是より、藥
子仲成等ハ、誅にふしぬ、上皇五十一歳までおとまりまき

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇ハ、桓武第二の子、平城
同母の弟より、大弟より立ちまゝりへり、己丑大同の年
即位、庚寅より改元、仁弘、此の天皇、幼年より聰明より、讀書

格式なども云々格とハ時は應卜て令の制を變更すべき事ある時の臨時の制定あり式とハ官吏の章程の如きものなり又格式ハ弘仁貞觀延喜の三度よりハバマシラト今ハハびて延喜式と類聚三代格の幾枚本とあるのし橋太后嵯峨天皇の后橘清友の女よりて御名を壽智子と申せり

をこのと諸藝をちりひ給いまと謙讓の大度もまじおしかり桓武の帝鍾愛無雙の御子もちんたをける儲君に居給ひたりと父の御門繼體のため願命しましりくくろくこそ格式なども此の御ときよりえび始めまき又ふうく佛法をあがめ給い先世に美濃の國神野といふところにたふとれた僧ありかり橋太后の先世もねんころも給仕しけるを感して相共に再誕ありとぞ御名を神野と申しけるも自然にかまへり傳教弘法兩大師唐より傳へたまひて天台真言の兩宗も此の御代よりこそひろまりよけきこの兩大師たぶちり人よおませず傳教入唐以前より比叡山をひらきて練行せりれり今の本中堂の地をひろまけるりハの

舌ある鑰をりしめ出で唐までもくきたり天台山のりて智者大師天台の宗おこりて四代の正統道遷和尚も謁して其の宗をちりまきくに彼の山も智者歸寂よりこのうと鑰をうりちひて開らばる一の藏ありき試ふ此の鑰にてあけらるるよとどこりくず一山おどりて渴仰しかり依りて一宗の奥義のころ所ちく傳へられりりとぞそのち慈覺智證兩大師まて入唐して天台真言をききめちりひて叡山にひろめりきりバ彼の門風いよくはりりりりて天下の流布せり唐國もさきより經教おにくくせぬ道遷より四代もあさきも義寂と云ふ人まで唯觀心を傳へて宗義をあきしむる事たえよるよや吳越の忠懿王姓ハ錢名

文武帝大業三年は新羅の智鳳智勝智雄の三師共二物を奉じて入唐し横揚大師の學び歸朝して之を弘めきといひ、四二ハ其の後十三年を経て玄昉入唐し横揚の學び歸朝の後、こまを興福寺に弘めたりきともいふ此二志るべきも亦一説あり

三宗、三論、法相、地持をいふ

大乘、小乗、衆とハ車なり、法よく人を運載す故に衆と喻ふといふ又大乘ハ即難門より、小乗ハ即易門より、障智の凡夫ハ易門を示して、之を誘ふ地極極樂の説是なり、その難門ハ、性理論ニ屬して、哲學中寂滅邊を

て、四家の大乘と云ふ、俱舍成實などいふハ小乗なり、道慈律師、おちどくつへて流布せしきれども、依學の宗より、別宗をたつることあり、我々國、大乘純熟の地なれば、や、小乗をちるふ人のちきなり、又、律宗ハ、大小に通ずるなり、鑿真和尚來朝して、ひろめられより、東大寺、及下野の樂師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此の戒をうけぬりのハ、僧籍につらなるぬ事なかりにき、中古よりこのごとく、其の名はよりよて、戒體をまもるまるとえよるるを、興正井、南都の思圓上人等、章疏を見あきらめて、戒師とちる、北京ふる、我禪上人入來して、彼の土の律法をつへて、こまをひろむ、南北の律、再興して、かの宗よ入るとも、うらハ、威儀を具するまとふるきご

るりのよして、人おなく之を解するよ苦り

東大寺及云々、こまを日本の三戒壇といへり

北京、南都、奈良、對して平安城を北京といふ

律四律あり、一ハ十誦律、二ハ四分律、三ハ僧祇律、四ハ五分律なり、鑿真の持來せるハ、第二の四分律より、後世真言律の他ハ皆之を遵奉せん故に正傳といふとそ

慧可云々、慧可ハ隋の開皇十三年に寂せり、もと、可達磨ハ少林寺に誦す、卷面壁して、願はず、偶大ニ雪ふる可、雪中より立ちて積雪膝を過ぐまど、去ら

ど、禪宗ハ、佛心宗とも云ふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りてひろめられ、に武帝は機をちるまらず、江を渡りて、北朝より、嵩山と云ふ所より、まうり、面壁して、年を送られ、後に、慧可こまをつ、慧可より下、四世ハ、弘忍禪師と聞えり、嗣法、南北に相わらる、北宗のちのれをバ、傳教、慈覺つへて、歸朝せしきき、安然和尚、慈覺の孫弟子、教時、詩論といふ書に、教理の淺深を判するよ、真言、佛心、天台とつね、ねり、はまど、け傳ふる人ちりて、えりき、近代とちりて、南宗のなやれおなくつは、異朝ハ、南宗の下に五家あり、其中、臨濟宗の下より、又二流とちる、これを五家七宗といふ、本朝ハ、榮西僧正、黃龍の流をくもて、傳來の後に、聖

又左臂を斬ちて求
法の志を示す、唐達
法を傳へしよりとぞ
崇西ハ賀陽氏、備中の
人なり、建保三年七月
録倉壽福寺ニ寂せり
黃龍の流云々、釋迦、正
法妙心を以て迦葉ニ
屬し、二十八傳して達
磨に至り、六傳して曹
溪に至り、又六傳して
臨濟に至り、八傳して
黃龍に至り、又史ニハ
傳して、故ニ至る、崇西
宋ニ入りて、故ニ正
傳を受く、故ニ是より
けきニ禪の入りこと
ふるニ雖とも、崇正
傳ニあり、故ニ崇西
を以て禪宗の開祖と
いふなり

一上人、石霜の下つかど、席丘のちのれを無準より彼
の宗のひろまれる事ハ、この兩師よりのとちり、打ちつ
いた、異朝の僧もあまると来朝し、此の國よりも、あつて
傳へしつバ、諸家の禪はほく流布せり、五家七家といひ
へども、以前の顯密權實等の不同ハ相似るべし、
いづきも、直指人心、見性成佛の門をハ出ではるなり、弘
仁の御宇より、真言、天台のちうりにちる事を、いさ
りあるせらにつきて、大うこの宗も、傳來のなりむきを
のせしり、極めて、あやまち多うらん、但、君として、いづ
れの宗をも、大概志るしめて、捨てらるげらん事ぞ、國
家攘災の御をうりごとちるべき、菩薩大士も、つうはど
る宗あり、我が朝の神明も、とりわた擁護し給ふ教あり、

直指人心云々、禪宗ハ
教外別傳不立文字
立て、直指身心、見性成
佛と成し、經卷陀羅尼
を以て、人を教化せん
と、各自の工風ニ教
任すといふ
善薩菩提薩陞をいふ
菩提ハ佛道の名ちり
薩陞、秦ニハ大心衆生
といへり、大心ありて
佛道ニ入るるを、菩提
薩陞と名つくとぞ
根機心根機關の義ち
り

一宗ニ志ある人、餘宗をそしり、いやくむ、大きなるあや
まりあり、人の根機、志るべき、教法も無盡なり、い
えんや、わが信ずる宗を、あきくめずして、いまだ、志
らざる教を、そしらんを極めたる罪業にや、わきハ、此の
宗ニ歸すれども、人ハ、まご彼の宗も、あらんば、此の
分の益あるべし、おまみる、今生一世の値遇に、あらんば、國
の主とそり、輔政の人ともあり、れば、諸教を捨て、
機をりしは、ずして、得益のひろからん事をおりひ給ふ
べきなり、且ハ、佛教に、あざり、儒道の二教の、いづり、も
ろくの道、いやしき藝までも、おちし用ふるを聖代と
いふべきなり、およそ、男夫も、稼穡をつとめて、おのきも
食り、人よあさへても、うゑげしめ、女子も、紡績をおと

して、みづくも衣、人をあつちあつちむ、賤に似
 たまども、人倫の大本あり、天の時にあつちひ、地の利を
 よれり、此の外、商沽の利を通ずるもあり、工巧のわざを
 このむえり、仕官は心ばすもあり、是を四民と云ふ、仕
 官するるとして、文武の二道あり、座して以て、道を論ず
 るハ、文士の道あり、此の道に明らかちるハ、相とするよ
 たへり、征きて功を立つるハ、武人のわざあり、此のよ
 ざふ譽あつち、將とするふちり、はまハ、文武の二ハ、志
 ざくも捨て給ふべり、世亂れくる時、武を右に
 し、文を左よし、國を治まるとき、文を右よし、武を左
 にすともいへり、古よ、右を上よし、よかくのごとく、はま
 づちる道を用ひて、民のうきへをやすめ、をのづくの

曆數論語云先曰啓爾
 衆天之曆數在爾躬註
 云曆數謂列次、疏云言
 天位之列次、當在女躬

あつちをひちりつちりめん事を本とすべし、民の賦歛をわ
 つくして、身づつちの心をほしきまにす、事ハ、亂世
 亂國の基あり、我が國も、國種のかちる事ハちけまども、
 政みごまぬれば、曆數久しう、繼體もたがふちり、
 所々にちるせり、いなんや、人の臣として、其の職を守る
 べきふちきをや、抑、民をちびくにつきて、諸道、諸藝
 ちな要樞あり、古よハ、詩書禮樂をりちて、國政をちむる
 四術と、本朝も、四術の學をちてらる、あつちたつちちな
 らちれど、紀傳、明經、明法の三道に、詩、書、禮を攝すべきよ
 こそ、算道を加へて四道と云、代々に用ひられ、其の
 職をちる、事ちまハ、くちちるすよあつち、醫
 陰陽の兩道、又、これ、國の至要あり、金石、絲竹の樂を、四學

五聲十二律五聲八宮
商角徵羽宮商十二律
ハ六律六呂をいふ

輪扁斲輪をけづりて
云々
莊子天道篇云桓公讀
書於堂上輪扁斲輪於
堂下斲雖斲而上問桓
公曰敢問公之所讀爲
何言邪公曰聖人之言
也曰聖人在乎公曰已

の一よりて、りて、政をする本あり、今、藝能のぶとく
におりへる、無念の事あり、風を移し、俗をかふるも、樂
よりよきとちるといへ、一音より、五聲十二律、轉ト
て、治亂をわきまへ、興衰を志るべき道とこそ見え、これ
又、詩賦歌詠の風も、今の人のこのむ所、詩學の本にハ殊
ちり、志らまどと、一心よりおこりて、よろづの言の葉と
ちり、末の世をまど、人を感ぜしむるみちあり、是をよく
せば、僻をやめ、邪をふせぐ教あるべし、うれば、いづも
り、心の源をあきつめ、正る歸する術あり、輪扁斲輪
をけづりて齊の桓公試をへ、弓工ガ弓をつくりて、唐
の太宗をばと、むるたぐひもあり、乃至、圍碁彈碁の
たもぶせまでも、おろらるる心法をばめ、かるく、き

死矣曰然則君之所讀
者古人之糟粕已夫桓
公曰寡人讀書輪人安
得識乎有說則可無說
則死輪扁曰臣也以臣
之事親之斲輪徐則甘
不固疾則苦而不入不
徐不疾得之於手而應
於心口不能言有數存
焉於其間臣不能以喻
臣之子臣之子亦不能
受之於臣是以行年七
十而老斲輪古之人與
其不可傳也死矣然則
君之所讀者古之糟粕
已夫と見え、
弓工ガ弓をつくり云
々
貞觀政要云貞觀初太
宗謂蕭瑀曰朕少好弓
矢自謂能得其妙近得
良弓十數以示弓良乃
曰皆非良材也朕問其
故工曰木心不正則朕

わづをといめんがためあり、但、其の源にいとづらざと
も、一藝をまらぶべき事や、孔子も飽までに食いて、終
日心を用ふる所をうんよりハ、博奕をどよせよとい
へるめり、まいて、一道をうけ、一藝をたづねる人、
本をあきつめ、理をばとる志あり、これより理世の要
とちり、出離のちりごとくもちり、一氣一心よ
り、とづけ、五大五行により、相剋相生を、自もはとる、
他もささく、いめん事、萬の道、其の理ひとつあるべし、
此の御門、誠に、顯密の兩宗を歸し給ひ、のち、儒
學もあきつかに、文章もたくとよ、書藝もすぐま給へり
き、宮城の東西の額も、御とづら、書らせ給ひぬ、天下を
治め給ふ事十四年、皇太弟にゆづりて太上天皇と申①

理皆邪、弓雖剛勁、而連
箭不直、非良弓也、朕始
悟、朕以、以弓定四方
用弓多矣、而猶不得其
理、况朕有天下之日、淺
得為理之意、未及於弓、
弓猶失之、而況於理乎
と見えり
五大五行、五大ハ、地水
火風空をいひ、五行ハ、
木火土金水をいふ

⑤帝都の西、嵯峨と云ふ所に、離宮をいめてぞまゝに
くろ、一旦、國をゆづり給ひのゝまらば、行末までも、は
づけまゝに、おん御心ば、りや、新帝の子、恒世親王を
太子とて、給ひを、親王、又かゝく、辭退して、世をそむ
きたまひたるこそあり、ごとき、上皇、ふりく、謙讓しま
しけるよ、親王、又かゝくの、おれ給ひたる、末代までの美
談にや、むろ、仁徳兄弟相讓り給ひ、後、ハ聞らば、
し事あり、五十七歳おまゝに、まゝに
第五十三代、淳和天皇ハ、西院の帝とも申す、桓武第三の
子、御母ハ、贈皇太后藤原旅子、贈太上天皇百川の女あり、
癸卯弘仁の、と、即位、甲辰、改元、長天、天下を、はめ、ま
ふ事十年、太子、了、ゆづりて、太上天皇と申す、この時、兩上

ゆゑありて、すてられ
云々、承和九年、東宮、帶
刀伴健岑等、及謀、事
親王に、連、ま、り、故、
せ、ま、給、ひ、り、

皇まゝに、けま、バ、嵯峨を、前太上天皇、此の御門を、
後太上天皇と申し、嵯峨帝の御おきて、よや、東宮に、
又、此の帝の御子、恒貞親王立ち給ひ、が、兩上皇かくれ
まゝに、の、ち、よ、ゆゑありて、すてら、ま、給、ひ、き、五十七歳
れ、ま、ま、り、た
第五十四代、第三十世、仁明天皇、御名ハ、正良、是より、けま
ち、り、多、く、ハ、乳、母、の、姓、を、御、名、に、用、ら、れ、き、是、深、草
より、二、字、な、ま、ま、り、ま、ま、り、の、せ、た、て、ま、つ、る、
の、帝、とも、申す、嵯峨第二の子、御母ハ、皇太后橘の嘉智子
贈太政大臣清友の女あり、癸丑、天長の、と、即位、甲寅、
改元、承和、この天皇ハ、西院の御門の猶子の義まゝに、
けま、バ、朝、觀、も、兩、皇、に、せ、し、せ、た、も、い、かあるときハ、兩皇同
所に、て、觀、禮、も、あり、り、と、ぞ、我、が、國、の、ち、り、り、

襁褓ハ幼兒を負ふ衣
うらうらハ直ニ幼
少なる事ニ用ひし

人大司馬大將軍よて攝政す中ふも周公霍氏を先蹤
ふも申すめる本朝にも應神うまき給ひて襁褓まき
くくバ、神功皇后天位に居たまひきふ、志らまとも攝政
と申し傳へしり、是ハ、今の義にハ異ちり、推古天皇の御
時、厩戸の皇子攝政し給ひきふ、こまぞ、帝ハ、位にそまをりて、
天下の政、志ありしり、攝政の御ま、ちりしり、齋明天
皇の御代、御子中大兄の皇子、攝政し給ひきふ、元明の御世
の末つり、皇女淨足姫の尊元正天皇の志ありしり、攝政
し給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして
ぞ、まはしり、人臣にて攝政する事な、ま、りしり、但、
此の藤原の一門、神代より、故ありて、國主をすけたて
まつる事ハ、はきよ、そ所々よりるせり、淡海公のち、參

補陀落云々、ふどらく
山ハ觀音の淨土なり
ゆを今興福寺ニ觀
音の像を安置せるガ
故ニ准へてうくハハ
ふちり、北の藤波ハ、冬
嗣ハ北家の流るるハ
その意をよせてよま
れしなり
皇子皇孫ニ云々、皇子
に源姓を賜ひし事ハ
弘仁五年よりトまれ
り、當時皇子八人ニ源
姓を賜ひし事、日本紀

識中衛大將房前、其の子、大納言真楯、其の子、右大臣内麻
呂の三代を、上二代のごとく、はりえずやありしり、内麻
呂の子、冬嗣の大臣、開院の左大臣と云ひ藤原の正とろ
へぬる事をまげきて、弘法大師に申しあをせて、興福寺
に南圓堂を立てしり、その申しをり、此の時、明神役夫
にま、りて、補陀落の、南の岸に、堂立てし、今ぞはりえ
ん、北の藤波と詠し給ひしり、この時、源氏の人々、
數多失せしり、と申す人あまど、大きちり、ひが事あり、
皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位よりる事ハ、此の
後の事ちり、誰人し失すべき、はれど、彼の一門のはり
えし事、ま、り、祈請に應へしり、とらみえしり、大く、
此の大臣、遠きをもなかりれしり、とらるるこそ、子孫、親族

在位の帝云々
素真と申せるハ元慶
三年五月落飾し給ひ
後法名を云々
然らバ在位の帝云々
と云々云々ハ穂ま
らぬ如し

忠節、誠ふ無止事ことふらん、天皇佛法に歸したまひて、
常上、脱履の御志ありて、慈覺大師に受戒し給ふ、法號を
はげけたてまつる、素真と申ひ、在位の帝、法號をつき
給ふ事、よのほねなるぬにや、むう、隋の煬帝の、晉王と
いひし時、天台の智者に受戒して、總持と云ふ名をつう
れし、よう、ぬ君の例なきと、智者のむうの跡を
まば、ちぎ、へ用ひられらるや、又、此の御時、宇佐の八
幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり給ふ、天皇きこ
しめして、勅使を遣かち、其の所を點し、りら、の工
よむ不せて、新宮をつくりて、宗廟に擬せし、鎮坐の次
見え、天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子よゆづりて志
とぞ、せ給ふ、中三とせば、ありて出家、慈覺の弟子

房前—真柄—内曆
冬—嗣—良房—基經

よて、灌頂うけらせ給ふ、丹波の水尾と云ふところより
せ給ひて練行し、ま、ほ、ど、ち、かくれ給ひ、
御年三十一歳おそしき

第五十七代、陽成天皇、御名ハ貞明、清和第一の子、御母ハ、
皇太后藤原の高子、二條の後、贈太政大臣長良の女あり、

丁酉、貞觀の、即位、改元、元慶、右大臣基經攝政して、太政
大臣よ任、此の大臣ハ、良房の養子あり、實ハ、中
納言長良の男、此の天皇の外舅あり、忠仁公

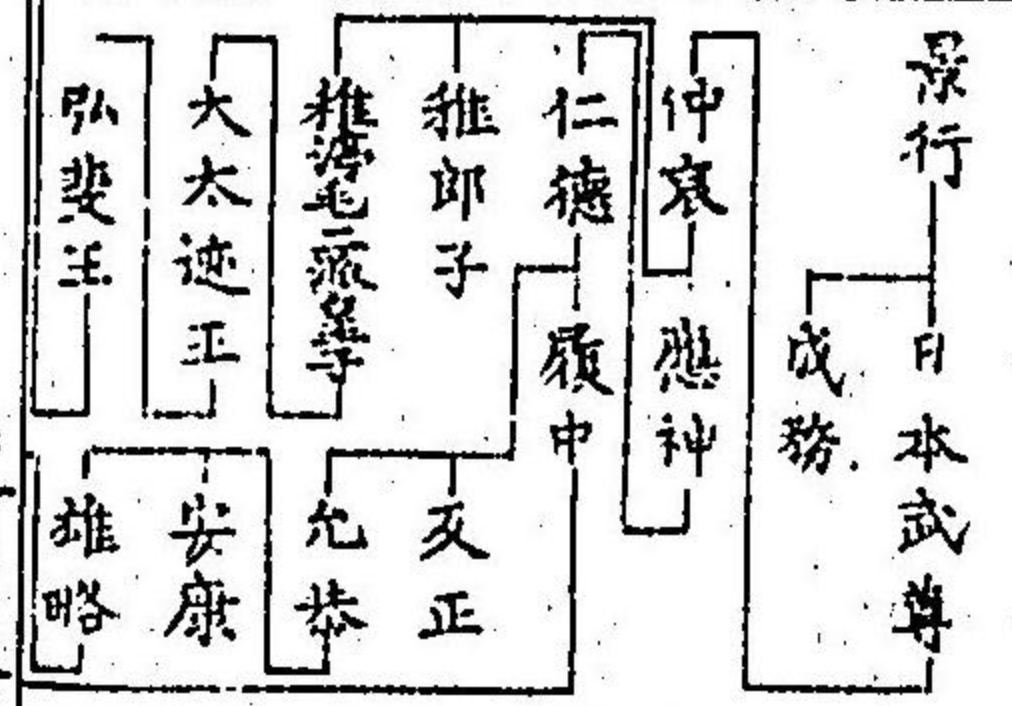
の故事のこと、此の天皇、性惡にして、人主の器、堪へ
べ見え給ひなき、攝政をげきて、廢立の事をいとめら

きに、漢の霍光、昭帝をすけて攝政せし、
昭帝、世をやくし給ひ、昌邑王を立て、天子と

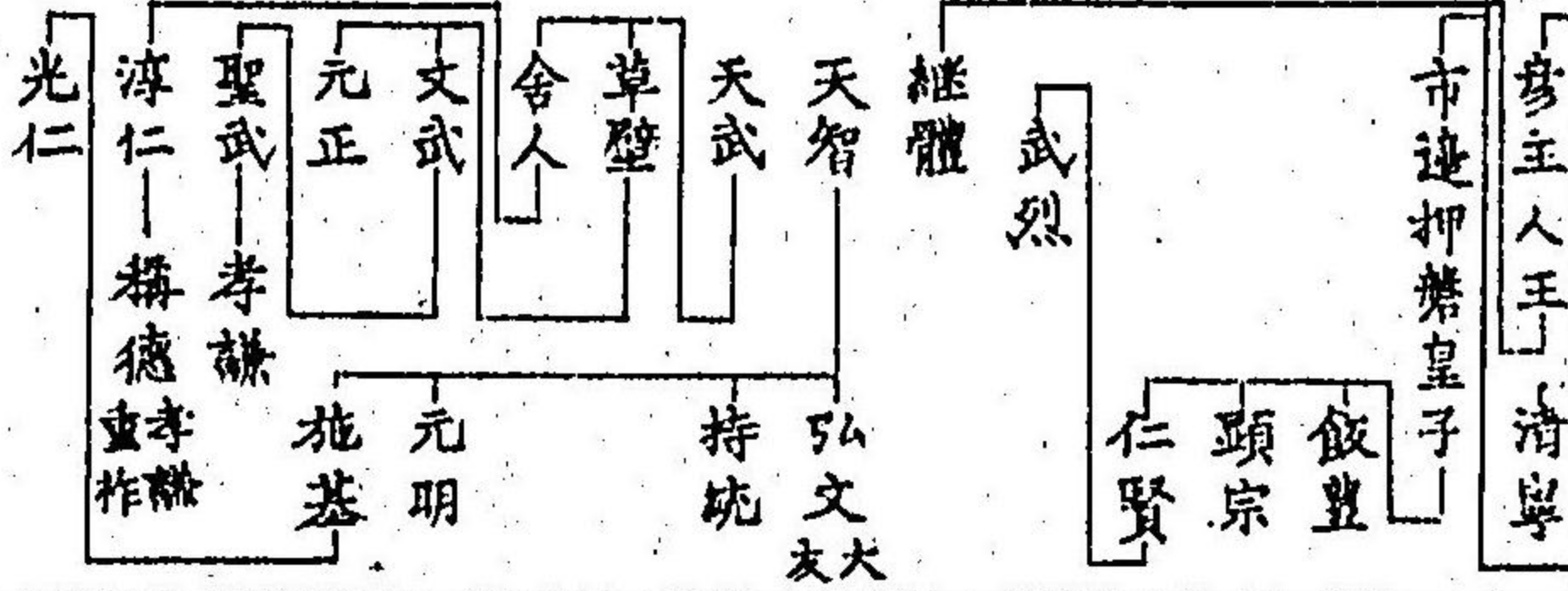
昌邑、不徳にして器、たへず、即、廢立をおおひて、宣

にめりて元服せしめ御つづの位記をあそばして、正五位下より給ひつとぞ、ひはく絶えよける、芹川の御幸もどありて、古き跡をなほはる事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳たえりまき、大く、天皇の世づきをしるせるふむ、むらうより、今にいづらまで、家々よあまきあり、かく志るせらるも、はるま、珍しうぬ事ちまど、神代より、繼體正統の違をせ給をぬ一はしを申らんが為ちり、我が國ハ、神國ちれば、天照太神の御ちうひひまうせらき、ふや、はまど、其の中、御あやまりあきバ、曆數も久しうらび、又、つひまを、正路まらへれど、一旦も志げませとすふためもあり、是ハ、皆みづうらちうせ給ふ御科ちり、冥助のむちきよまあ

本を本と云々、文選西都賦云、大雅宏遠、於是為群、元元本本、神見浴開註云、元元本本、謂得其本元



に、佛も、衆生をみちびきつく、神も、萬姓をすちやちしめんとこそし給へど、衆生の果報しなごに、くくる所の性同しうらび、十善の戒力ふて、天子とちちり給へども、代々の御行迹、善惡又まちくちり、かれば、本を本として正にうへり、元を元として邪をすてきん事を、祖神の御心しハかちせ給ふべき、神武より景行まで十二代も、御子孫、そのまにつぎせ給へり、かちうらび、日本武尊、世をまやくまに、にりて、御弟成務へだく、給ひくと、日本武の御子ふて、仲哀つらへま、ぬ、仲哀、應神の御後、仁德傳へ給へり、武烈、惡王よて日嗣たえま、一時、應神五世の御孫よて、繼體天皇え、たれ立ち給ふ、こきちん、め



此に大友皇子の天下をえ給ハナと記しハ、日本記に因れるのちまど尚たがへ

帝らうきためりちら、はきど、ふつをちるべあうそふ
 時こそ、傍正のうとがひも、あき、群臣皇胤ちきことを
 愁へて、りこめ出で奉りうへふ、其の御身、賢にして、天
 の命をうけ、人の望にちるひまうとくまば、とかくの
 うとがひあるべうとび、其の後相つぎて、天智、天武、御兄
 弟立ち給ひに、大友の皇子の亂により、天武の御ちが
 れ久しく傳へらまうに、稱徳、女帝にて御嗣もちる、又、政
 もみどり、うとく聞えりうば、たうちる御讓ちて、
 絶えよき、光仁、又、かちちうよりえをれて立ちたまひぬ
 これちん、又、繼體天皇の御事よ似給へる、然きども天智
 ハ、正統にてまうとくき、第一の御子大友こそ、あやまり
 て天下をえとまをばりうとく、第二の皇子よて、施基の

扶桑略記、天智天
 皇十年十月、立大友太
 政大臣為皇太子、十二
 月三日天皇崩、同月五
 日、大友皇太子即帝位
 と見えり、これ正統
 ちり、大日本史に皇統
 一列し奉りハ、實に
 公正り見ちり

仁明
文徳 清和

陽成

光孝
三代ちり、繼體、光仁、光
孝の三天皇に坐せり

御子御とがちり、其の御子ちれば、此の天皇の立ち
 給へる事、正理にうちへりとぞ申すべき、今の光孝、又、昭
 宣公のえとびりて立ち給ふといへども、仁明の太子、文
 徳の御ちがきちり、陽成、惡王にて退けられ、仁
 明第二の御子よて、ちうと、賢才諸親王にすぐれま
 うとけき、うとがひちき天命とこそ見えつ、かやう
 にうとをうとより出で給ふ事、是まで三代ちり、人のちせ
 る事とハ、心得奉るまときちり、はきよ、ちるせることわ
 りをよくとまきまへらるべき者をや、光孝より上つと
 ハ、一向上古ちり、よろづの例を勘ふるも、仁和より下つ
 方をぞ申すめる、いよへす、猶かふる理にて、天位を
 嗣ぎ給ふ、まうて、すまのせり、まさうき御ゆづりちる

てハ、たゞとせ給ふまじき事と心得てまつるべきな
 り、此の御代より、藤氏の攝籙の家も、他流にうつり、昭
 宣公の苗裔のそぞたゞしく傳へられあはる、上は光孝
 の御子孫、天照太神の正統とゆゞまり、下ハ、昭宣公の子
 孫、天兒屋根命の嫡流とちり給へり、二神の御ちりひた
 がたずして、上ハ帝王三十九代、下ハ攝關四十餘人、四百
 七十餘年もちりゆるにや
 第五十九代、第三十二世、宇多天皇、御名ハ定省、光孝第三
 の御子、御母、皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女を
 り、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給ちりせまじき
 のかゝ、常に、鷹狩をこのませ給ひゆるる、ある時、賀茂の
 大神あつたれて、皇位まつりせ給ふべきよしを志め

賀茂の太神、秦氏本系
 帳云、鴨上社号、別雷下
 社号、御祖、神名、式云、山
 城國、愛宕郡、賀茂別雷

神社、賀茂御祖神社二

座
 臨時の祭、寛平元年十
 一月二十一日の事

出家せしめ給ふ云々、
 天皇出家して、法皇と
 稱し給ふ、法皇の号と
 之を始とし

空海—真雅

源仁—益信

寛平法皇

申はきり、踐祚の後、かの社の臨時の祭をまつらる
 一ハ、太神の申しつけ給ひゆるる故とぞ、仁和三年丁未の
 秋、光孝御病ありしに、御兄の御子たちをおきて、ゆづり
 をうけ給ふ先、親王とちり、皇太子と立ち、即受禪、同年の
 冬即位、一年ありて、己酉に改元、寛平踐祚のはじめより、太
 政大臣基經、まゝ關白せしむ、此の關白薨して後、志む
 らく、其の人ちり、天下を治め給ふ事十年、位を太子にゆ
 づりて、太上天皇と申し、中一年むちりありて、出家せし
 せ給ふ御年三十三にや、わらくより、その御心づきあり
 きとぞ、仰せ給ひゆる、弘法大師三代の弟子、益信僧正を
 御師にて、東寺よて灌頂せしめ給ふ、又、智證大師の弟子、
 僧命僧正ふち、于時、法橋あり、後謚云、静觀比叡山よてうけさせ給へ

ハ、兩流の法主にまゝすちり、王位を去りて、釋門に入ることハ、其の例おふといへども、かく、法流の正統にあり、志うそ、御子孫繼體に給へる、あり、うききためにや、今の世の中までも、かゝる事ハ、延喜、天曆と申し、ちり、まゝ、この御世こそ、上代よよまば、無為の御政ちり、んとなし、れぬ、管氏の才名よよりて、大納言大將まで登用し給ひしも、此の御時ちり、又、讓國の時、はまゝをへ申し、寛平の御識とて、君臣あふぎたてまつる事もあり、むろ、あふも、天下の明德を、虞舜よりとまるに見え、り、唐堯のりちひ給ひしよよ、て、舜の徳もあつたれ、天下の道も、あき、にちりよ、とぞ二代の明德をりちて、この御事お

讓國、天皇の位を皇太子に譲り給ふ事なり、又讓位ともいふ

房前—真楯—内膳
冬嗣—良門
高藤—胤子

けり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代よぞかくれはせ給ひたる、七十六歳おまゝき
第六十代、第三十三世、醍醐天皇御名も敦仁、宇多第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女ちり、丁巳、寛平の年即位、戊午に改元、昌大納言左大將藤原時平、大納言右大將管氏、兩人、上皇の勅をうけて、輔佐し申はれき、後に、左右の大臣に任せられて、ともに、萬機を内覽せし、まゝとぞ、御門、御年十四して、位につさせ給へるを、ゆるくまゝとぞ、聰明叡哲にきまへ給ひき、兩大臣、天下の政をせし、まゝ、右相も、年もたけ、才もか、こくて、天下の望む所ちり、左相も、譜代の器ちり、けき、すて、まゝ、か、り、を、或時、上皇の御在所、朱雀院よ

終よりよけ奉り
 云々、延喜元年正月二
 十五日道真を取して
 太宰権帥とし、道真の
 ち三年より筑紫
 鹿野、年五十七後世
 文學の神として、諸國
 二祭せり
 善相公清行云々、三善
 清行より清行ゆきま
 管公に書をおくりて
 世事を避けて、風月を
 友とせん事をすめ
 ころき
 貞觀元慶ハ、清和陽成
 の年号なり

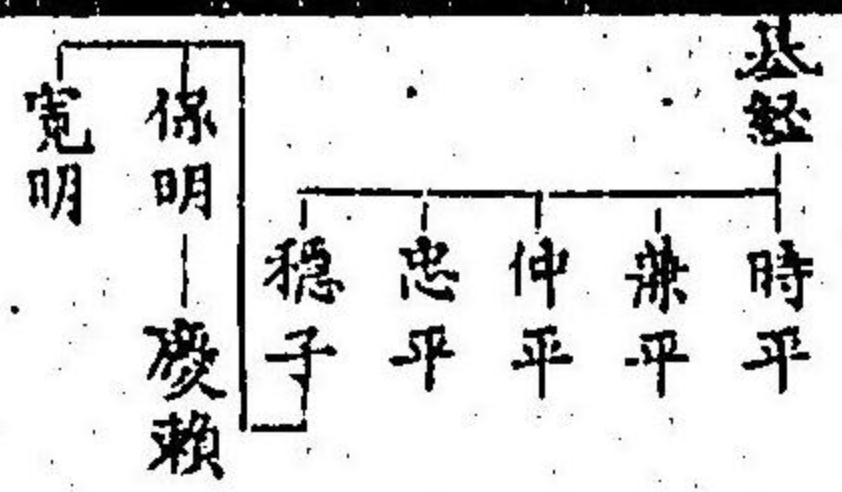
行幸、猶、右相よまうせらるべしと云ふは、どめありてす
 でにめし仰せしむひら、右相かしくのつれ申はま
 てやみぬ、其の事、世よりまにらるるや、左相いきどほり
 をふくまはま、の讒をまうけて、終よりよけ奉り
 事こそあはま、この君の御一失とぞ申し傳へ
 但、管氏、權化の御事さば、末世のためよりやありけ
 ん、はうりがく、善相公清行朝臣ハ、此の事、いまどきさ
 らば、うねてはさりて、管氏よ災をのぞれ給ふべ
 きよりを申しききど、はさくして、此の事出来にき、はた
 にえ、申せり、我が國よも、幼主の立ち給ふ事、むうハな
 うア、貞觀、元慶の二代、をどめて、幼うて立ち給ひ
 ハ、忠仁公、昭宣公、攝政よて、天下を治めらる、此の君ぞ十

季文子ハ三思云々、論
 語云、季文子三思而後
 行、子聞之曰、再斯可矣

のちちくちりぬ、時平
 の後の絶えらるをい
 ふ、此の後、弟忠平の子
 孫のよきなり

四にてうけつぎ給ひて、攝政もちくして、御とづう政を
 ませま、猶、御幼年のゆゑ、や、左相の讒よ
 も、まをせ給ひん、聖も賢も、一失ハあるべきこそ、其
 の趣、經書にみえり、はま、曾子ハ、我日三省吾躬とい
 ひ、季文子ハ、三思もい、聖徳の不まきま、すさんに
 つけても、いよ、みますべきま、ちりむら
 應神天皇も、讒を聞らせり、武内の大臣を誅せら
 きんとしき、かれハ、よくのうまて、あきくめらま、此
 の度の事、凡慮におよび、程も、神とあ、まて
 今よりするまで、靈驗無雙なり、末世の益を施らん、め
 にや、讒をい、大臣ものちちくちりぬ、同心ありらる
 た、ひも、皆、神罰をうりてけるにや、此の君、久く

同心ありたりといひも云々源光藤原管根等をらせり
徳政云々寒夜に御衣を脱ぎて民の寒世を察し給ひ類是なり



世をくもたせ給ひて、徳政を好むをさすせ給ふ事上代よこえり、天下泰平、民間安穩にて、本朝仁徳のふるき跡ふもちぞくへ、異域堯舜のかりこき道もくくへ申した、延喜七年、丁卯のとし、ゆるこの唐滅びて、梁と云ふ國にうつりたり、打ちつゞき、後唐、晉、漢、周といふ五代もんあり、此の天皇、天下を治め給ふ事三十三年、四十四歳おとまりき、
第六十一代、朱雀天皇、御名ハ寛明醍醐十一の子、御母、皇太后藤原の穩子關白太政大臣基經の女あり、御兄、保明の太子と申しき、早世、其の御子、慶賴の太子も、打ち續きかくれまゝ、保明一腹の御弟にてたち給ふ、庚寅、八年、即位、辛卯、改元、承平、外舅左大臣忠平、昭宣公の三男

攝關ありき、宇多天皇寛平三年の後、延喜一代、別、四十年間、攝關ありき

平将門、相馬小二郎と稱し、常陸下總の間ありて、攻剽を事し、遂に新皇と稱し、大臣以下、文武の百官を僭擬せり
使、檢非違使をいふ、非法を檢し、追捕糾断を掌る職にて、弘仁年間、よとめておろさる

後、貞信公、攝政せり、寛平は昭宣公薨じて後、延喜と云へり、攝政せり、寛平は昭宣公薨じて後、延喜御一代、まで攝關ありき、此の君、又幼主にて立ち給ふによりて、故事をまらせて、萬機を攝行せり、さ、此の御時、平の將門といふのありき、上總介高望が孫あり、高望ハ葛原の親王の孫、平の姓を給ふ、執政の家にあり、桓武四代の御苗裔ありとぞ、執政の家にあり、つううまほりけるが、使の宣旨を望し申したり、不許するによりて、いきどろをもち、東國より下向して、叛逆をおこしてたり、先、伯父、常陸の國の大掾國香をせめり、國香も自殺しぬ、こまより、坂東をたしむびり、下總の國、相馬郡に居所をいめ、都と名づけ、つうらも平親王と稱し、官爵をもち、あつたり、是によりて、天下騒動あり、參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍

源經基清和天皇第六の皇子、貞純親王の長子あり、故に六孫王と稱せり

將門の謀反ハ天慶二年十一月の事なり、公註ハ承平五年とあるハ例の諸記の失なり

とし、源經基清和の御末六孫王と云ハ、藤原仲舒忠文の弟ありを副將軍として、さうつうをばさね平貞盛國香の子、藤原秀郷等、心を一にして、將門を不ろぼして、其の首を奉りしうバ、諸將を道よりかへり参りにき、將門ハ承平五年二月年二月に滅びぬ、其藤原の純友といふりの將門に同意の間六年を経り、西國めて叛亂せしを、少將小野好古を遣わして追討せしむさね天慶四年に、純友うくて、天下志づまりよき、延喜の御代、けしも安寧ありしに、いつしうこのみづれ出で来きる、天皇も、ちどやうましうくたり、又、貞信公の執政ありしうバ、政のたがふあしハあし、時の災難にこそぞおぼゆる、天皇、御子ましまさば、一腹の御弟、太宰の帥の親王を、太弟に立てし、天位をゆづりて尊號あり

き、後にハ、出家せしめ給いふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おほし、まき

第六十二代、第三十四世、村上天皇、御名ハ成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟あり、丙午の年天慶九即位、丁未、改

元、天曆兄弟あひゆづりせ給ひしうバ、まめやうちの禪讓の禮儀ありき、此の天皇賢明の御たまき、先皇の跡をつ

ぎ申らせ給ひしうバ、天下安寧ちる事も、延喜、延長のむ

うしに、あしちり、文筆諸藝を好し給ふ事も、かたりま

けり、ゆるこしのかし、あき明王も、二三代とつとるるま

まきちりき、周ふぞ、文武、成康文王ハ正位、漢ふぞ、文景ちどぞあり、うき事し申したる、光孝かこちりより、え

一々ども、此の御すゑのそぞ、今にいづるまで、大臣以上
 よりつりて、相つたり、源氏といふ事ハ、嵯峨の御門、世の
 つひえを思ひつめて、皇子皇孫に、姓を給ひて、人臣とま
 給ふひなすちもち、御子、あまくと、源氏の姓を給ふひな桓武の
 御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給ふり、平城の御子、
 阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給はさる事も、此
 の後の事ちまど、是も、たましくの義あり、弘仁以後、代々
 の御後をも、みま、源の姓を給ひり、親王の宣旨を蒙る
 人ハ、才不才によつて、國々よ封戸ちど立てられて、世の
 つひえちりりかバ、人臣につつね、官學して朝要よのま
 ひ、器にちつちひ、昇進すべき御おきてあるべし、姓を給
 へる人も、直に四位よ叙すりての事ちり、當君のハ、三位

宣旨、通鑑綱目注、天子命謂宣旨、又曰宣命と見えり、封戸、宗室諸王、及勳功ある大臣等も賜ふ所の氏戸よして、位封職の二あり

ちるべしと云ひの、かれども、其の例まをちり、嵯峨の
 一々ども、是も當かして、代々のあひど、姓を給ひ一人、百十
 餘人もやあり、ちまど、他流の源氏、大臣以上よしと
 きて、二代と相續する人の、今まできこえぬおそ、いちな
 る故ちりんとむつらなけき、嵯峨の御子、姓を給ひ一
 人二十一人、此の中、大臣にのぼれる人、常の左大臣、兼大
 信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を給ひ一人十
 三人、大臣よのなきる人、多の右大臣、光の右大臣、兼大
 徳の御子に、姓を給ひ一人十二人、大臣よのなきる人、能
 有の右大臣、兼大清和の御子に、姓を給ひ一人十四人、大
 臣にのぼれる人、十世の御末よ、實朝の右大臣、兼大貞純親
 王の苗、陽成の御子よ、姓を給ひ一人三人、光孝の御子

神天皇十年に、初めて、四人の將軍を任せて、四道へつら
 もらまへし、みまは皇族なり、景行天皇五十一年、たゞめ
 て、棟梁の臣をおきて、武内宿禰を任^ぜ、成務天皇三年、
 大臣と^す、我が朝、大臣は六代の朝につらへて執政なり、
 この大臣も、孝元の曾孫なりき、然まども、大織冠、氏を
 ちやうと、忠仁公、政を攝せしより、專輔佐の器と
 て立ちあへり、神代の幽契のまゝなりぬるにや、開院
 の大臣冬嗣、氏の衰へたる事をなげきて、善をつと、功を
 かけね、神よいのり、佛に歸せしむる、其の志るも相
 くとく、親王をまことし、才もたうく、徳
 もおもしろけるふや、其の子、師房、姓を給なりて、人臣に列
 せしまき、才藝、古よ耻ぢび、名望、世よ聞えたり、十七歳よ

この親王、具平親王を
いふ

懸車の齡ハ八十をい
ふ
宇治の關白、賴通なり

御堂ハ道長をいふ

て納言に任^ぜ、數十年の間、朝廷の故實を練^り、大臣、大將
 へのりて、懸車の齡までつらふまつ^る、親王の女、祇
 子の女王も、宇治の關白の室なり、依りて、此の大臣をば、
 彼の關白の子よ給ひて、藤氏にかまへり、春日の社よ
 もまわりつらふまけしれり、又やがて、御堂の息
 女に、相嫁せしれり、子孫も、ま彼の外孫なり、此の
 ゆゑ、御堂宇治をば、遠祖のおとく思へり、まより
 このあゝ、和漢の稽古をむねと、報國の忠節をばきと
 す、誠あるよりてや、此の一流の絶えぬて、十餘
 代よおよべり、其の中も、行迹よく、貞節なる
 そらちり、まひも、おのづから衰へて、跡なきもあり、向
 後といふとも、ま思ひ給ふべき事なり、たうと、天

皇の御事を志るし奉る中、藤氏の世こりハ、所々申せり、源のちづきも、久しくちりぬるうへ、正路をふむべき一を心ばりて志るせり、君も村上の御まがき一と不_レ至_レにて、十七代_ニ成らせ給_フ臣も、此のすまの源氏こそ、あひ傳ちりたまは、只、この君の徳をすまき給ひくる故、餘慶あるまどぞあふぎ申したる

第六十三代、冷泉院、御名ハ憲平、村上第二の御子、御母ハ、中宮藤原の安子、右大臣師輔の女ちり、丁卯_四康保の_一即位、戊辰_ニ改元、_{安和}此の天皇、邪氣おもしろま_レくま_レば、即位の時、大極殿に出で給ふ事も、たやすらるま_レか_レけらる_レや、紫宸殿_ニて、其の禮ありき、二年をう_レりて讓國、六十三歳た_レま_レき、此の御門より、天皇の跡を申は

みま後代のゆどめ
り、桓武天皇の朝、淡海
三船_ニ給_レて御謚を
撰む_レり給ひき

に、又、宇多より後、謚を奉らば、遺詔ありて、國忌、山陵をたられ、事、君父の_一こき道_ニられど、尊號をと_レめら_レま_レしことハ、臣子の義_ニあ_レば、神武以来の御跡も、_一後代のゆどめ_ニちり、持統、元明よりこの_一く_ニと、遜位、或は出家の君も、謚を_一て_レまつ_レ天皇との_一こそ申すめれ

中古の先賢の議ちま_レども、心を得ぬことちり

第六十四代、第三十五世、圓融院、御名ハ守平、村上第五の御子、冷泉同母の弟ちり、己巳_二安和_一の年即位、庚午改元、_天天下を治め給ふ事十五年、禪讓、尊號、つねのこと_一翌年_一の_一不_レど_一や、御出家、永延のころ、寛平の例を_一お_レひて、東寺にて、灌頂せ_レせ給_フ御師を、す_レち_レち、寛平の御孫弟子、寛朝僧正ち_レりき、三十三歳た_レは_レま_レりた

にておをり、内覽の宣をかうぶりて、右大臣までい
 うまゝ、延喜、天曆のむらゝを、おぼりめりけるよ
 や、關白ちやめられよき、三條の御時了や、關白して、後一
 條の御世のなとめ、外祖にて攝政せし^ま兄弟おなくた
 ませしに、此の大臣の御ちのま、一に攝政關白ハ給ひ
 しぞか、むらゝも、いゝちち故に、昭宣公の三男にて
 貞信公、ていふんころの二男ふて、師輔の大臣ちりま、師
 輔の三男にて、東三條大臣、東三條の三男にて、道綱の大
 將ハ一男
 ち、ちまど三男よこされ、此の大臣、ちち父の立て
 ぶりて、道長を三男とし、この大臣、ちち父の立て
 くる嫡子ちりて、自然に家をつづれり、祖神のけり
 とせ給へる道にこそあけめ、いづきも先兄よこえて
 るありきと申す事のおまきと、此の御代了ハ、はるべき上
 ことおげ、まばるは、此の御代了ハ、はるべき上

東三條ハ、兼家より

上達部、公卿の通称を
り、位ハ三位以上、官ハ
參議以上をいふ
諸道、紀傳、明經、明法等
をいふ

達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すぐまゝ、人おの
 べき、ちまバ、御門も、わき、人をえくる事ハ、延喜、天曆にま
 はまりとぞ、自歎せし給ひ、天下を治め給ふ事二
 十五年、御病のほど、譲位ありて、出家せし給^ひ、三十
 三歳たえり、た

第六十七代、三條院、御名ハ居貞、冷泉第二の子、御母ハ、皇
 太后藤原の超子、是も、攝政兼家の女ちり、花山院、世をの
 がま給ひり、太子に立ち給ひり、御邪氣のゆるよ
 や、ちり、御目のくくおほりけるとぞ、辛亥^八寛弘の
 年即位、壬子、改元、長^和天下を治ふ事五年、尊跡ありき、四
 十二歳おちり、まき

第六十八代、後一條院、御名ハ教成、一條院第二の子、御母

ハ、皇后藤原の彰子、後上東門院と申しき攝政道長の大正のむす
 めり、丙辰五長和のとし即位、丁己寛改元、仁外祖道長の
 大臣、攝政せしむるが、後、攝政をバ嫡子頼通の、内大臣
 におまゝにゆづり、猶、太政大臣にて、天皇、御元服の日、
 加冠、理髮、父子ちりびて勤仕せしむるこそ、めづるの
 事、一、冷泉、圓融の兩流、二、をるる、三、あつせ給ひ、一に、三
 條院、二、うき給ひて後、御子の教明の御子、太子と居り、三
 ひら、心とのおれて、院號かうふりて、一一條院と申し
 き、これより、冷泉の御流もたえふたり、冷泉も元りて、御
 すゑも、正統とあそ申すべし、一、むろ、二、天曆の御
 時、元方の民部卿のむすめの御息所、一のこ、廣平親王
 をり、奉^る九條殿の女御まわり給ひて、第二の皇子冷泉

元方の民部卿のむす
 め更衣藤原の祐姫を
 指せり

此の東宮ハ、一一條院
 ちり

よま、いでき給ひ、ころより、惡靈にちりて、此のこ
 も、邪氣もちやまはきま、花山院、俄に世をのうき、三
 條院の御目のくく、此の東宮の、かく身づうらありぞ
 き給ひ、一、怨靈のゆゑちりとぞ、圓融も、一腹の御弟
 におまゝませど、是までハ、ちやま、申し、二、ちりも、三
 かるべき、繼體の御運ま、一、けるる、二、東宮ちりぞ
 き給ひ、一、この天皇、同母の御弟、教良親王立ち給ひ
 き、天皇も、御子ちりて、二、の東宮の御未、三、繼體せしせ
 まひ、一、天下を治め給ふ事二十年、二十九歳にけ、二、ま
 一き

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、御名ハ、教良、後一條同
 母の弟ちり、丙子九長元の年即位、丁丑に改元、長天皇、賢明

長久のころ云々、長久元年九月十日の事

ふまゝにせしむるに、御政の跡きふえに、無念ちる事に
や、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給^{ひぬ}。猶、靈光を
現^り給ひけまば、其の灰をあつめて、安置せしむるに、天下
を治め給ふ事九年、三十七歳おほし、まゝき

第七十代、後冷泉院、御名ハ親仁、後朱雀第一の子、御母ハ、
贈皇太后藤原の嬉子、^{本ハ}攝政道長の大^臣、第三の女な
り、乙酉^{寛徳}の年即位、丙戌^承改元、承^此の御代の末つり

貞任宗任云々、貞任宗任ハ阿倍頼時の子なり、父祖敬代陸奥に居りて、豪族を以て聞えり

た、世の中やすうに聞えき、陸奥の貞任、宗任ちとていふ
者國をみづけまば、源頼義に仰せて追討せしむ^る。頼義、
の守に任ぜしむるに、鎮守府の將軍を兼ねぬ、彼の家鎮守將
軍に任ぜしむるに、曾祖父経基ハ、征東副將軍
十二年ありて、ちんちんおぼしめし、ける、此の君の御子

経基 滿仲 頼信 頼光 義家 義光

まゝにせしむるに、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に
居給へり、つらば、繼體も、うねてより、いづれにまゝなるふ
そ、天下を治めたまふこと二十三年、四十四歳おほし、ま
ゝき

訂正神皇正統記中卷終

明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

介

著者

東京牛込區水道町四十二番地

畠山

發行者

東京神田區柳原河岸十四番地

辻敬

印刷者

東京下谷區練塀町六十八番地

沼尻為

作

發兌

東京神田區柳原河岸十四番地

普及



4
205

